**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県須賀川市岩瀬森八四番地一、最後の住所東京都豊島区南長崎五丁目一三番三号
被相続人　亡　吉成　昌三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　齋藤　浩貴

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都港区六本木五丁目八番地九、最後の住所東京都港区赤坂八丁目一二番四―五一〇号
被相続人　亡　望月　律

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日
東京都千代田区平河町一丁目八番二号山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所
相続財産管理人　小代　順治

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県豊川市本野町中貝津四番地二、最後の住所愛知県豊川市本野町中貝津四番地の二
被相続人　亡　種井　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日
東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館一〇階一〇一六―二号室
相続財産管理人　弁護士　野田　宗典

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍横浜市神奈川区神奈川一丁目五番地の一二、最後の住所横浜市神奈川区神奈川一丁目五番地一二
被相続人　亡　安藤　幸枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日
東京都港区赤坂三丁目一三番四号　第三吉田ビル二階
相続財産管理人　弁護士　前川　渡

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県平塚市大神二〇八九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　細屋　愼一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日
神奈川県小田原市中村原四八七番地の五
相続財産管理人　石井久美子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県横須賀市池田町二丁目四五番地、最後の住所神奈川県横須賀市小矢部三丁目四番五―五〇三号
被相続人　亡　久下　正己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日
神奈川県横須賀市大滝町一丁目二一番地ジュネス横須賀二階
相続財産管理人　弁護士　望月由佳子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟市秋葉区小須戸三四九五番地、最後の住所新潟市秋葉区横川浜五一五番地一小須戸文京町住宅二号棟第二〇一号
被相続人　亡　石部　正勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日
新潟市中央区幸町一三番一六号
相続財産管理人　司法書士　大橋　秀明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍富山県高岡市赤祖父三一五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　森永　智人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日
富山県高岡市下関町一番一六号ぶどうやビル二階
相続財産管理人　入江　佑典

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍富山県氷見市川尻六一五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　堀川　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日
富山県高岡市下関町一番一六号ぶどうやビル二階
相続財産管理人　入江　佑典

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県豊川市瀬木町替田七番地六、最後の住所愛知県豊川市瀬木町替田七番地の六
被相続人　亡　橋本　宏司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日
愛知県豊橋市新吉町四九番地
相続財産管理人　後藤　年宏

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍滋賀県長浜市七条町五二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　石嵜　眞剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日
滋賀県彦根市佐和町三―一五千祥ビル四階
相続財産管理人　生駒　英司

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都文京区西片一丁目一〇番地、最後の住所神戸市北区鳴子三丁目一番地の二―七一〇四号
被相続人　亡　淺野　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日
兵庫県宝塚市武庫川町一番三号ロイヤルメゾン宝塚二階
相続財産管理人　柴崎　崇

## 決　算　公　告

平成23年6月20日
バルバドス国セント・マイケル、コリーモア・ロック、チェルストン・パーク、2番ビル
**RBCキャピタルマーケッツ・ジャパン・リミテッド**
日本における代表者　角坂　淳

**貸借対照表の要旨**（平成22年10月31日現在）（単位：百万円）

| 資産 | | 負債及び株主持分 | |
|---|---|---|---|
| 資産 | | 負債 | |
| 現金及び現金同等資産 | 4,945 | 顧客への支払債務 | 91 |
| 顧客からの受取債権 | 87 | 関係会社への支払債務 | 393 |
| 関係会社からの受取債権 | 1,251 | 退職給付引当金 | 1,035 |
| その他資産 | 255 | その他負債 | 777 |
| 器具備品及び設備（純額） | 472 | 株主持分 | |
| | | 資本金 | 9,857 |
| | | 資本剰余金 | 26 |
| | | 利益剰余金 | △ 4,622 |
| | | 為替換算調整勘定 | △ 547 |
| 合計 | 7,012 | 合計 | 7,012 |